

# 秋田市立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

秋田市教育委員会

## 〈 目 次 〉

- 1 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本市におけるこれまでの取組と現状・・・・・・・・・・ 2～4
  - (1) 本市のこれまでの取組
    - ア 教育委員会の取組
    - イ 学校における取組
    - ウ 時間外勤務の上限規制
  - (2) 本市の現状
- 3 今後の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～7
  - (1) 目標
    - ア 秋田市教育委員会が定めた勤務時間の上限に関する規定
    - イ 時間外勤務時間に関する目標
    - ウ ワーク・ライフ・バランスに関する目標
  - (2) 取組の具体
    - ア 適切な勤務時間の設定・管理等
    - イ 部活動を支える体制の構築
    - ウ 支援員等の配置など人的措置等について
    - エ 教員業務の見直し・適正化等について
    - オ 教育課程や授業時数、日課表の見直し等について
    - カ 教育職員の健康および福祉の確保に関する取組
- 4 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・ 8

## 1 計画の趣旨

本市においては、平成30年度に「多忙化防止プロジェクト」を立ち上げ、平成31年4月より「秋田市立小・中学校における多忙化防止計画」を策定し、膨大になってしまった学校および教員の業務内容や範囲を見直し、適正なものにすることで、教員の過度な疲労や心理的負担を取り除き、働きやすい魅力的な職場環境の整備に取り組んできました。これまでの取組により、教員の勤務時間の縮減や勤務環境の改善に一定の成果は見られるものの、未だ時間外勤務時間が多い状況が続いております。

令和7年6月には、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が一部改正され、国から働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営および指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るために必要な措置を講ずる方針が出されました。

これを受け、本市では、教員一人ひとりが健康でゆとりのある豊かな生活を送り、子どもたちと向き合う時間やよりよい授業づくりのための時間を確保し、質の高い教育を実現するとともに、働きやすい魅力的な職場環境の整備とワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務分担の見直しや適正化を進めることとし、保護者や地域住民、関係機関等の理解と協力を得ながら、子どもたちの成長に真に必要な教育活動をさらに充実させるため、令和8年度から令和11年度を計画期間とした、本計画を策定しました。

本計画をもとに、教職員の負担軽減、長時間労働の改善を目指し、働き方改革を進めるため、国や県の取組を踏まえ、秋田市教育委員会、秋田市立学校、勤務する教員一人ひとりがそれぞれの立場で、業務改善を推進していきます。

## 2 本市におけるこれまでの取組と現状

### (1) 本市のこれまでの取組

#### ア 教育委員会の取組

本市では、教職員の負担軽減のため、次のような取組を行ってきました。

- 校務支援システム（C4t h）の導入
- 学校給食費の公会計化
- 「秋田市立中・高等学校における部活動方針」の策定
- 「秋田市立小・中学校における多忙化防止計画」の策定
  - ・教育情報ネットワークによる「勤務時間管理簿」の活用
  - ・学校閉庁日の設定
  - ・最終退勤時刻の設定（小学校午後7時、中学校午後8時）
  - ・支援員等の配置拡充
  - ・調査・報告の精選と見直し
- 「多忙化防止リーフレット」の配布（全保護者・市P連・教職員）
- 「秋田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」の策定
- 公文書における鑑文の廃止、事故報告書等の提出方法の見直し
- 「勤務時間管理簿」による持ち帰り仕事時間の把握を開始

#### イ 学校における取組

各学校では平成31年度に自校の実情に応じた「多忙化防止計画」を策定し、順次改訂を加えながら次のような業務改善を推進してきました。

- 各種行事の精選・見直し
- 小学校における一部教科担任制・専科指導の実施
- 教材やシートの共有化
- 保護者アンケートや欠席連絡、学校からのお知らせのデジタル化
- C4t hによる業務の効率化（掲示板機能の活用・会議の簡素化）
- 会議の回数、時間等の見直し
- 日課表の見直し
- 通知表の見直し
- 長期休業中の業務の見直し（日直制、プール当番等）

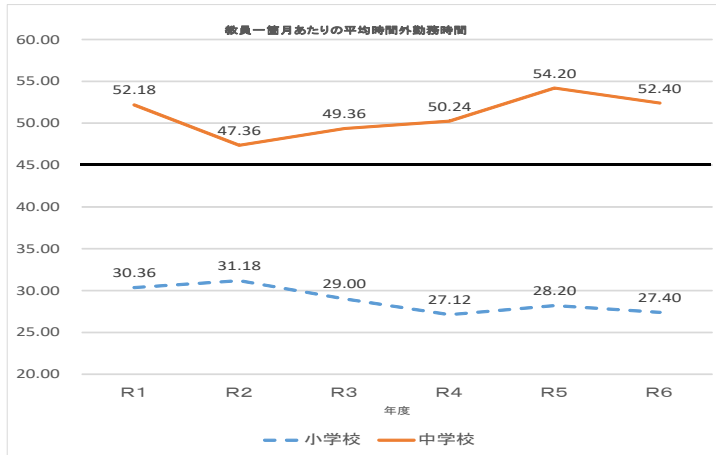
#### ウ 時間外勤務の上限規制

秋田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和6年4月1日施行）を策定し、教職員の時間外勤務時間を月45時間以内、年間360時間以内と定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保に努めてきました。

## (2) 本市の現状

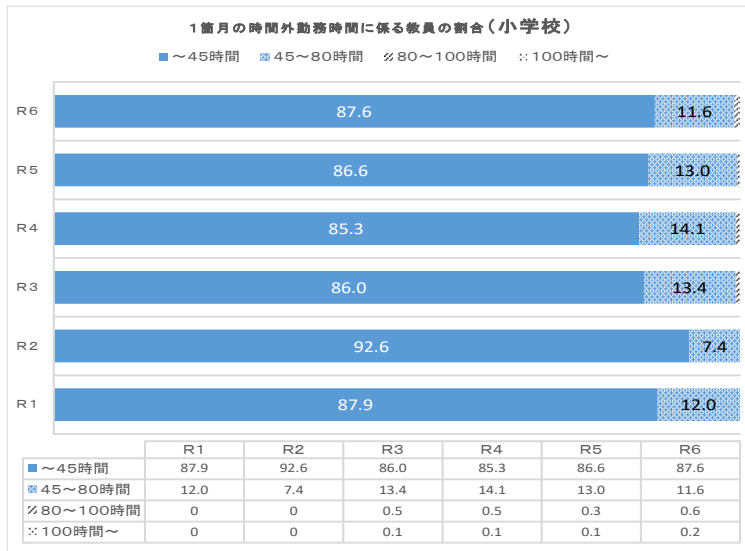
本市における令和元年度～6年度の教育職員の時間外勤務時間の状況は以下のとおりでした。

【教員の1箇月あたりの平均時間外勤務時間】

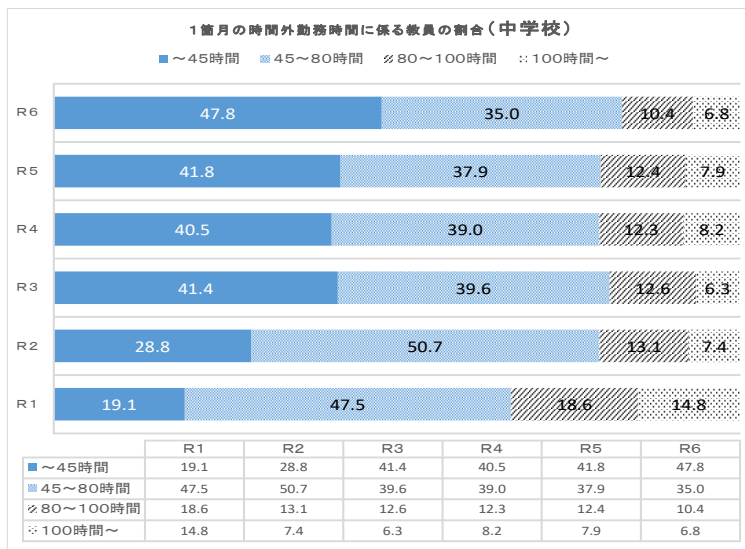


小学校においては、1箇月あたりの平均時間外勤務時間が27時間から31時間で推移しているものの、中学校においては、規定の45時間を上回る状態が続いており、早急に改善が必要です。

【1箇月の時間外勤務時間に係る教員の割合】



小学校においては、1箇月の時間外勤務時間が45時間未満の割合が85%を超えているものの、一部の教員はいわゆる残業時間が多いままであり、中には80時間以上の教員もいて、改善が必要です。



中学校においては、1箇月の時間外勤務時間が45時間未満の割合が徐々に増加しているものの、半数に届いておらず、過労死ラインとされる80時間を超える教員の割合が20%前後で推移しており、早急に改善が必要です。

[R1～R2は教職員の多忙化に係る状況調査、R3～R6は勤務時間管理簿により集計]

【表1 教職員が感じる多忙感の状況】

	小学校	中学校
多忙感は少なく、業務を円滑に遂行できる。	15.8%	14.0%
多忙感が多いが、業務にやりがいを感じる。	57.0%	51.0%
多忙感がとても多く、業務の負担感が強い。	27.2%	35.0%

[教職員の多忙化に係る状況調査（令和6年10月実施）の結果]

【表2 教職員が多忙感を抱く業務】（複数回答）

小学校		中学校	
1	行事 (31%)	1	生徒指導関係 (41%)
2	調査・報告 (29%)	2	分掌業務 (40%)
3	保護者対応 (23%)	3	部活動 (38%)
4	分掌業務 (21%)	4	保護者対応 (37%)
5	生徒指導関係 (18%)	5	調査・報告 (35%)

[教職員の多忙化に係る状況調査（令和6年10月実施）の結果]

【表1】から、多忙感を抱いている教職員は、小中学校ともに約8割に上っていることが分かります。【表2】はその理由であり、上位となっている項目を中心に業務の改善策を検討する必要があります。

小学校は学級担任制であり、一人の教師が担当する授業時数が多いことや、給食指導、休み時間の見守り等、児童と一緒に過ごすことが多く、校務分掌や教材研究の時間確保が難しい状況です。また、行事の精選は進んでいるものの、学年によっては準備等に多くの時間を必要とする場合があります、負担感につながっています。

中学校は、いわゆる「待機時間」はありますが、放課後は部活動指導があるため時間外勤務が常に発生するとともに、休日にも部活動の大会等があり、多忙化の大きな要因となっています。また、生徒指導関係や保護者対応も多岐にわたり、業務負担の一因となっています。

### 3 今後の取組

#### (1) 目標

##### ア 秋田市教育委員会が定めた勤務時間の上限に関する規定

教員の時間外勤務時間

1 箇月について 4 5 時間以内、1 年について 3 6 0 時間以内

##### イ 時間外勤務時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外勤務時間が 4 5 時間以下の教員の割合を 1 0 0 %にする。
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外勤務時間の平均を 3 0 時間程度にする。

##### ウ ワーク・ライフ・バランスに関する目標

( [ ] 内は令和 6 年度の数値)

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 1 4 日以上にする。 [ 1 2 日 ]
- ・ 本市が実施している教職員の多忙化に係る状況調査において、「多忙感がとても強く、業務の負担感が強い」と回答した割合を 2 0 %以下にする。  
[ 3 0 . 1 % ]

#### (2) 取組の具体

本市では本計画期間中の重点事項として、以下の取組を推進する。

##### ア 適切な勤務時間の設定・管理等

- ・ 全市共通の「勤務時間管理簿」を活用することにより、管理職が勤務時間を把握し、業務の平準化や長時間勤務の傾向にある教職員への指導助言に生かす。
- ・ 最終退校時刻を、小学校は午後 6 時 3 0 分、中学校は午後 7 時 3 0 分とする。
- ・ 週 1 回以上のノー残業デーを設ける。
- ・ 夏季休業中に 3 日間以上の学校閉庁日を設ける。

## イ 部活動を支える体制の構築

- ・ 中学校部活動外部指導者派遣事業を活用する。
- ・ 部活動指導員配置事業を活用する。
- ・ 休養日と活動時間について以下のことを徹底する。

- |   |
|---|
| (ア) 平日の活動時間は2時間程度とする。                           |
| (イ) 平日の休養日を毎週1日以上設ける。                           |
| (ウ) 土日（祝日）の活動時間は3時間程度とする。                       |
| (エ) 土日は少なくとも1日以上休養日を設ける。                        |
| (オ) 大会参加等により、土日（祝日）の両日に活動する場合は、代替休養日を大会翌日等に設ける。 |
| (カ) 年末年始休業、学校閉庁日等に合わせて1週間程度の休養期間を設ける。           |

◎令和10年度には休日部活動の地域展開の完全実施を目指します。

## ウ 支援員等の配置など人的措置等について

- ・ 支援員等の配置を拡充し、これらの職員と教師の協働的な支援を促進する。

( ) は令和7年度派遣者数

(ア) 学級生活支援サポーター	( 2 5 0 名 )
(イ) 学校行事等支援サポーター	( 3 5 名 )
(ウ) 日本語指導支援サポーター	( 3 8 名 )
(エ) 小学校外国語活動外部指導者	( 7 名 )
(オ) 中学校部活動外部指導者	( 3 1 名 )
(カ) 学校給食支援員	( 2 0 名 )
(キ) 学校司書	( 2 2 名 )
(ク) 部活動指導員	( 2 4 名 )
(ケ) 学校サポーター	( 4 0 名 )
(コ) ICT支援員	( 2 0 名 )

- ・ 授業準備や校内環境整備を補助する学校サポーターの配置を拡充する。
- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置や関係諸機関との連携により、効果的な支援の在り方を検討する。

## エ 教員業務の見直し・適正化等について

- ・教育委員会が学校に依頼する調査等については、内容・回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。
- ・ICT機器、ネットワーク設備の日常的な保守・管理を支援するICT支援員を引き続き派遣する。
- ・校務支援システム（C4th）の活用による、業務のデジタル化を推進する。
- ・各行事へのサポートや登下校の通学路における日常的な見守り等については、各地域の実情を踏まえつつ、様々な活動に保護者や地域住民の協力を得ながら、ともに児童生徒を育てる仕組みづくりを推進する。
- ・校舎の開錠・施錠を管理職に固定しない等、職員間の役割分担の見直しを促進し、特定の職員に負担が集中しない環境を整備する。

## オ 教育課程や授業時数、日課表の見直し等について

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で必要な時数を十分に検討した上で設定する。
- ・校内清掃については各学校の実情に応じて、清掃回数や範囲の合理化、清掃指導を行う職員の輪番等による負担軽減を図る。
- ・勤務時間内に会議や教材研究等の時間を確保するため、日課表等の工夫を行う。
- ・学校行事について、それぞれの教育的価値を踏まえた精選や統合を推進する。

## カ 教育職員の健康および福祉の確保に関する取組

- ・教育職員の健康および福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定の遵守を徹底する。
- ・ストレスチェックの受検率100%を目指して、受検を呼びかけるとともに、受検後の集団分析の結果等も活用した職場環境の改善を推進する。
- ・年次休暇については、まとまった日数を連続して取得できるよう各学校に働きかけ、取得を推進する。
- ・フレックスタイム制を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

#### 4 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市立学校の教育職員の在校等時間およびワーク・ライフ・バランスに関する目標の達成状況を把握し、毎年度、秋田市のHPで公表するとともに、教育委員会の会議および総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外勤務時間に係る目標の達成状況については、本市で導入している勤務時間管理簿で把握し、その他の目標については本市で実施しているストレスチェックの結果などから把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときには、当該学校に聞き取り指導等を実施する。特に、時間外勤務時間が長時間になっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題になっている学校には、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき「多忙化防止計画」を策定し、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域、学校運営協議会等に対して本市における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。